

税務のポイント

3

全5回シリーズ
隔月

あなたの保険は大丈夫!?

1. 保険契約事例

夫であるAさんは、専業主婦だった妻Bの死亡により、死亡保険金を受け取りました。その保険の契約内容は次の通りでした。

契約者・・・妻B

被保険者・・・妻B

受取人・・・夫A

ただし、妻名義の保険料の引き落とし口座は、Aさんが自身が自身の収入から定期的に一部を預け入れ、口座の管理自体もAさんが行っています。

さて、この事例の場合、Aさんが受け取った保険金の課税はどういう扱いになるのでしょう。

保険会社は、死亡保険金受取人からの保険金請求に基づき、保険金をAさんに支払っています。

OKでしょか。
その際、保険会社では生命保険金受取人別支払調書(保

険契約者Bさん、被保険者Bさん、保険金受取人Aさんという記載内容)を作成し、所轄の税務署に提出することとなります。

2. 契約形態では問題なし!?

契約書通りの支払調書が作成され税務署に提出されるわけですので、この形態で判断すれば、図の5のケースと同様となり、保険金はみなし相続財産として相続税の対象となります。

ただし、法定相続人1人とつき5000万円の非課税金額と相続税計算時の遺産にかかる基礎控除(5000万円+10000万円×法定相続人)があることにより、税制上非常に有利な取り扱いとなるため、保険金額の多寡等にもよりますが課税されないケースも多く見受けられます。

4. 受取つた保険金にかかる保険料の実質負担者は?

その後、税務署からの問い合わせで、収入のない妻Bの保険料の資金出所が確認され、実は夫Aが自身の収入を妻名義の預金口座に振り込んでいたこと、かつ、その通帳自体も夫Aが管理していたという事実が確認され、所得税の対象(図の6のケース)となり追徴税額をおさめるという更正処分を受けることに。

保険会社のすすめられるまにしていたのに、保険金をもらうときになつて多額の贈与税や所得税を負担することになつたといふこともまれに聞かれる事例です。

5. 理想の契約形態は、 図の1・3・5

3. 思いもしない税金が…

	契約者	被保険者	受取人	税の種類
満期保険金	1	妻B	夫A	所得税
	2	妻B	妻B	贈与税
	3	妻B	夫A	所得税
	4	妻B	夫A	贈与税
死亡保険金	5	妻B	夫A	相続税
	6	妻B	夫A	所得税
	7	妻B	夫A	贈与税

*契約者=保険料負担者とする。

象になるかの判断は、受け取った保険金に係る保険料の負担者が誰であるかによって判断されることに留意する必要があります。

契約内容の見直しの際は、事前に税理士にご相談ください。

余計なトラブルを回避するためにも、契約者=保険料の負担者とする契約にしておくことが大切です。

6. 契約者=保険料負担者に!

がベストです。



著者
プロフィール

山口昇
ヤマグチノボル

新潟県加茂市旭町15番30号

生年月日 昭和32年7月4日
出身地 新潟県加茂市
資格 格
事務所名 山口昇税理士事務所
事務所(住所) (昭和56年12月取得)
TEL 0256-52-6869
FAX 0256-52-1674
e-mail yn@tkcnf.or.jp
URL <http://www.yamamoto-noboru.jp/>